平成２４年（フ）第３８９号
北海道旭川市春光１条７丁目３番53―807号
市住3807号
債務者　伊藤　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９１号
北海道旭川市春光６条８丁目６番24号
債務者　村上　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第６９号
山形県東根市神町南３丁目１番１号、住民票上の住所福島県郡山市本町２丁目10番８号
破産者　吉田　喜一
1　主文　当裁判所が平成24年10月17日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県東根市神町３丁目１番１号、住民票上の住所福島県郡山市本町２丁目10番８号」とあるのを「山形県東根市神町南３丁目１番１号、住民票上の住所福島県郡山市本町２丁目10番８号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年10月22日
山形地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中変更

平成２４年（フ）第２８２号
和歌山市鳴神1089番地の４
破産者　前田杏奈こと　全　　淑喜
1　主文　当裁判所が平成24年10月９日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、免責についての意見申述期間が「平成24年11月26日まで」とあるのを、「平成24年12月10日まで」と変更する。
2　決定年月日　平成24年10月29日
和歌山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５４号
和歌山県橋本市高野口町名古曽1071番地の１
レジデンスⅡ101号
破産者　濱口　順二
1　主文　当裁判所が平成24年10月９日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、免責についての意見申述期間が「平成24年11月26日まで」とあるのを、「平成24年12月10日まで」と変更する。
2　決定年月日　平成24年10月29日
和歌山地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７１３号
福岡市東区香椎駅前１丁目８番21号
破産者　有限会社テイスティ
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１４号
福岡市東区香椎駅東４丁目62番１号
破産者　高丘　俊明
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５６号
福岡市早良区野芥８丁目47番30号
破産者　有限会社福智技研
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８号
神戸市東灘区御影２丁目23番14号、従前の住所大阪府吹田市新芦屋上２番60―119号
破産者　石原　隆史
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２７号
福岡市南区屋形原１丁目17番１号
破産者　株式会社ベルリネッタ
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６７号
広島市安佐南区西原１丁目９番30―701号
めーるにしむら
破産者　西村　和子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４号
松江市北田町37の１番地
破産者　株式会社新陽電工
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４０２号
福岡市東区馬出３丁目２番15号
破産者　林　としみ（旧姓中山・鳥谷）
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６８号
広島市安佐南区西原１丁目９番30―701号
めーるにしむら
破産者　西村　公利
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５１号
広島市安佐南区大塚西５丁目３番30―1202号、開始決定時の住所広島市安佐南区大塚西７丁目59番５号
破産者　中尾　幸枝
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１６号
福岡県太宰府市五条４丁目14番55号木村荘202号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市青山２丁目18番15号
破産者　渕上　一良
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒８番地３
破産者　高橋　　健
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部